



秋田県公報

告 示

○県営土地改良事業の換地計画の変更(平鹿地域振興局農林部)……………4

目次	ページ
告示	
○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(二六・福祉政策課)……………1	1

○生活保護法による医療機関の指定(二七・福祉政策課)……………1	1
○地籍調査の成果の認証(二八・農山村振興課)……………1	1
○耕地整理組合の臨時代理者の指定(二九・農地整備課)……………2	2
○第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案(三〇・流通貿易課)……………2	2
○基本測量実施の通知(三一・建設管理課)……………2	2
○道路の供用開始(三二、三三・道路課)……………2	2
公 告	
○条件付き一般競争入札の実施(技術管理室)……………2	2
○県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(会計管財課)……………3	3
○県営土地改良事業の換地計画の決定(秋田地域振興局農林部)……………4	4
○土地改良区の定款変更の認可(由利地域振興局農林部)……………4	4
○土地改良区の定款変更の認可(平鹿地域振興局農林部)……………4	4

秋田県告示第二十六号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
平成二十年一月十六日
秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
横山歯科医院	横山ミエ	能代市富町八一二十四	平成二十年十月十五日

秋田県告示第二十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による

こととされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第四十九条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十年一月十六日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 年 月 日
横山歯科医院	横山知彦	能代市富町八一二十四	歯科、小児歯科、歯科口腔外科	平成二十年十月十五日

秋田県告示第二十八号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。
平成二十一年一月十六日

一(一) 調査を行った者の名称

秋田県知事 寺田典城

大館市
 (一) 成果の名称
 大館市の地籍図及び地籍簿
 (二) 測量及び調査を行った地域
 大館市大字柏田の一部
 (三) 実施年度及び認証面積
 平成十九年度及び平成二十年

○一三平方キロメートル
 (一) 認証年月日
 平成二十一年一月七日
 (二) 調査を行った者の名称
 大館市
 (三) 成果の名称
 大館市の地籍図及び地籍簿

- (三) 測量及び調査を行った地域
大館市大字花岡町の一部
実施年度及び認証面積
平成十九年度及び平成二十年
度
〇・三七平方キロメートル
- (四) 認証年月日
平成二十一年一月七日
- (五) 調査を行った者の名称
大館市
- (二) 成果の名称
大館市の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
大館市大字早口の一部
実施年度及び認証面積
平成十八年度、平成十九年度及び平成二十年
度
〇・六〇平方キロメートル
- (五) 認証年月日
平成二十一年一月七日
- (四) 調査を行った者の名称
男鹿市
- (二) 成果の名称
男鹿市の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
男鹿市五里合大字中石の一部
実施年度及び認証面積
平成二十年
〇・三四平方キロメートル
- (五) 認証年月日
平成二十一年一月七日

秋田県告示第二十九号

土地改良法施行法(昭和二十四年法律第九十六号)第二条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる旧耕地整理法(明治四十二年法律第三十号)第七十三条第四項の規定により、平成二十一年一月十六日仙北郡横堀村藍野耕地整理組合の臨時代理者に大仙市板見内字弥兵衛谷地百六十九番地茂木保治を指定したので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年一月十六日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第三十号

中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第五十五条第一項の規定により、第二種大規模小売店舗立地法特例区域を定めたいので、同条第四項において準用する同法第三十六条第七項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該特例区域の案について意見を有する場合は、同法第五十五条第四項において準用する同法第三十六条第九項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成二十一年一月十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案
平成二十年七月九日付けで内閣総理大臣が認定した秋田市中心市街地活性化基本計画(中活認定第三十六号)において定められた中心市街地の区域の全部
- 二 関係書類の縦覧場所及び期間
- (一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
秋田市庁舎分館 商工部 商業観光課
- (二) 縦覧期間
平成二十一年一月十六日から同月三十日まで
- 三 意見書の提出先
秋田市山王三丁目一番一号 秋田県産業経済労働部流通貿易課
- 四 意見書に添付する書面に記載すべき事項
- (一) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (二) 意見の対象となる第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案
- (三) 意見を述べる理由

秋田県告示第三十一号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十一年一月十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 作業の種類
基本測量(精密地形調査)
- 二 作業を行う地域
湯沢市及び雄勝郡東成瀬村
- 三 作業を行う期間

平成二十年十二月十九日から平成二十一年三月三十一日まで

秋田県告示第三十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成二十一年一月十六日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区間
一般国道三百四十一号	由利本荘市岩城泉田字沖三三六番から長田二一九番まで	

- 一 供用開始の期日 平成二十一年一月十六日
- 二 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十一年一月十六日から同月二十九日まで

秋田県告示第三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成二十一年一月十六日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区間
一般国道三百九十八号	雄勝郡羽後町字西馬音内六二八番地先から西馬音内字野際九九番六地先まで	

- 一 供用開始の期日 平成二十一年一月十六日
- 二 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十一年一月十六日から同月二十九日まで

公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定

に基づき、公告する。

平成二十一年一月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項
業務名

平成二十年度 建設資材価格市況調査(二月調査) 業務委託

託

(二) 業務概要

平成二十一年四月以降適用の秋田県設計資材価格の基礎資料作成業務 一式

(三) 履行期限

平成二十一年三月十三日まで

(四) 業務場所

別途指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県内又は東北管内において本業務と同種(建設資材価格調査)を元請として完了させた実績があること。

(三) 管理技術者は、本業務と同種又は類似業務に従事した経歴を有する者であること。

(四) 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く)でないこと。

(五) 社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がないこと。

(六) 当該契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 設計図書等を示す場所等

(一) 本業務に係る設計図書、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県建設交通部建設管理課技術管理室積算班

(電話)〇一八八六〇―二四一九

(二) 交付方法

秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成二十一年一月十六日(金)から同月二十三日(金)までの期間、(一)の場所において随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成二十一年一月二十六日(月)午後一時三十分

秋田地方総合庁舎 入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十條及び第六十一條に規定するところによる。ただし、財務規則第六十二條各号のいずれかに該当する場合は免除する。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 契約書作成の要否

要

(五) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書に記載された必要資料等を提出すること。

(六) その他

詳細は、入札説明書による。

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年一月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する物件の所在地、面積等

番号 所在地 地目等 面積(㎡) 予定価格(円)

一 秋田市寺内 秋田市寺内 堂ノ沢二丁目三九番三 宅地 三、二二九・二八 八四、五〇〇、〇〇〇

秋田市寺内

堂ノ沢二丁目三九番三 宅地 三四五・〇八

三

二 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

番号 場 所 期 間

一 秋田県出納局会計管財課(電話〇一八八六〇―二七三六)の午前九時から午後五時まで

三 入札執行の場所及び日時

番号 場 所 日 時

一 秋田県出納局会計管財課入札室 平成二十一年二月六日(金)午前十時三十分

四 現場説明会の場所及び日時

番号 場 所 日 時

一 秋田県出納局会計管財課入札室 平成二十一年一月三十分(金)午前十時三十分

五 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を二に掲げる期間内に二に掲げる場所に提出した者(地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当する者を除く。)

六 入札参加申込みに必要な書類等

(一) 個人の場合

印鑑、住民票の写し及び身分証明書(本籍地の市町村長が発行するもの)

(二) 法人の場合

法人の登記事項証明書

七 入札保証金に関する事項
 入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

八 入札の無効

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第六十六条に規定するところによる。

九 予定価格

秋田県財務規則附則第七項の規定に基づき普通財産等の売却契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱要領により公表する。

十 その他

詳細に関しては、秋田県出納局会計管財課（電話〇一八一八六〇―二七三六）に照会のこと。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
 平成二十一年一月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（新波地区全工区ほ場整備事業）換地計画書の写し
 二 縦覧期間 平成二十一年一月十六日から同年二月十三日まで
 三 縦覧場所 秋田市雄和市民センター

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、内越土地改良区から申請があった定款変更について、平成二十一年一月六日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
 平成二十一年一月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大森土地改良区から申請があった定款変更について、平成二十一年一月八日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
 平成二十一年一月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

県営土地改良事業の換地計画を変更したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第五項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
 平成二十一年一月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（杉沢地区経営体育成基盤整備事業）変更換地計画書の写し
 二 縦覧期間 平成二十一年一月十六日から同年二月十三日まで
 三 縦覧場所 横手市役所 横手地域局

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円（税込）

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(82)八七六六 FAX(83)〇〇五
 E-mail:matsubarainatsu.co.jp

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄